

長沼町飲食店感染防止対策認証取得支援給付金

長沼町内の飲食店が、北海道の第三者認証制度の認証を取得することで、飲食店での新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と、お客様が安心して利用できる外食環境の整備を図ることを目的とし、給付金を交付します。

給付内容

北海道の第三者認証制度の認証を取得した1店舗あたり **10万円** を給付

対象要件

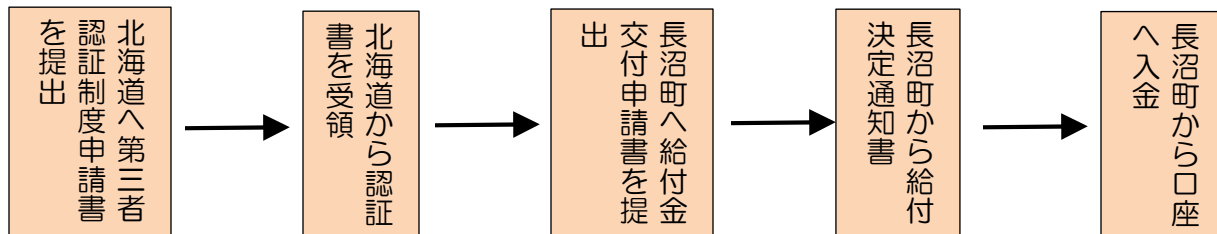
- 北海道の第三者認証を受けた長沼町内の飲食店を経営する事業者

必要書類

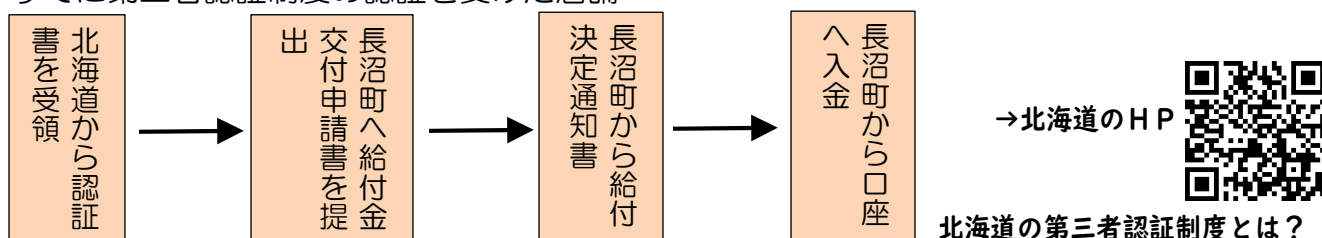
- 1 長沼町飲食店感染防止対策認証取得支援給付金交付申請書
- 2 第三者認証制度における認証書の写し（申請する店舗分）
- 3 通帳の写し（給付金の振込先／金融機関名、口座番号、口座名義人(フリガナ)がわかるページ）
- 4 本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等いずれか1点）
- 5 誓約書

給付までの流れ

- ◆これから第三者認証制度の申請をする店舗



- ◆すでに第三者認証制度の認証を受けた店舗



貴店は道が実施する
感染防止対策に係る
認証基準を实践しています。



感染防止対策に必要な28事項の取組状況を、調査員が確認し、対策が実施されている場合に認証する北海道の制度です。

《取得した場合のメリット》

★店舗における感染拡大のリスク低減

★感染防止対策に取り組んでいることをアピール

★北海道ホームページにて認証店舗の公表

★営業時間短縮や酒類提供時間短縮等の制限緩和

詳細は北海道ホームページをご覧ください

【申請期限】 令和4年12月30日（金）※消印有効

【申請先】 〒069-1392 長沼町中央北1丁目1番1号
長沼町産業振興課商工観光係

【問合わせ】 0123-76-8019 8:30~17:15（平日）